

11. 物資に関するマニュアル

物資に関するマニュアル 概要

基本的な考え方

- ・ 新型コロナウイルス対応においては、医薬品だけでなく医療機器や個人防護具の需給が逼迫する事態が生じたことを踏まえ、**感染症まん延時等の感染症対策物資等に対する需要が高まる中においても、確実に確保する必要がある。**
- ・ システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、**感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認**することや、物資が不足することのないよう、**国や協定締結医療機関、事業者と連携しながら、個人防護具の備蓄等、物資の確保に努める。**
- ・ 個人防護具が不足するおそれがある場合には、必要に応じ、**医療機関等に対し個人防護具を配布**する。

	準備期	初動期～対応期										
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県における個人防護具の備蓄 ・ 医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認 ・ 医療機関の個人防護具の保管施設設備の支援 <p>■ 医療機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、協定締結医療機関において、必要な人工呼吸器が適切に配置されているか について、年に1回程度確認する ■ 個人防護具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体による備蓄の確保を進める観点から、医療機関等、県、国において備蓄体制を整備する ・ 主体ごとの個人防護具の備蓄水準については、以下の考え方を基本とする 協定締結医療機関：備蓄推進 県：初動1か月分の備蓄確保 国：2か月目以降供給回復までの間の備蓄確保 <p>・ 県は、個人防護具について以下の備蓄水準を踏まえ計画的・安定的に備蓄する</p> <table border="1" data-bbox="1102 898 1219 1877"> <thead> <tr> <th>医療用（サージカ）マスク</th> <th>N95マスク</th> <th>アイソレーションガウン</th> <th>フェイスシールド</th> <th>非滅菌手袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,230,800枚</td> <td>95,500枚</td> <td>227,500枚</td> <td>124,000枚</td> <td>4,396,700枚</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、年に1回程度、協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の状況を確認する ・ 県は、必要に応じて、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設設備の支援を行う 	医療用（サージカ）マスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋	1,230,800枚	95,500枚	227,500枚	124,000枚	4,396,700枚	<p>■ 医療機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、準備期から引き続き、協定締結医療機関における人工呼吸器の適切配置について、確認する ・ 県は、パルスオキシメーター等の自宅療養や宿泊療養に必要となる医療機器の台数の確保に努める <p>■ 個人防護具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、準備期から引き続き、協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の状況を確認する ・ 個人防護具の供給回復に一定程度時間を要する場合や不足するおそれがある場合には、県は国と連携して、緊急配布等により、医療機関等に対し個人防護具を配布する ・ 県は、個人防護具が不足するときは、国や地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関と連携し、個人防護具を互いに融通する等、個人防護具の供給に関し相互に協力するよう努める 	<p>・ 医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需給状況を踏まえ、個人防護具が不足するおそれのある医療機関に対し、個人防護具を配布
医療用（サージカ）マスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋								
1,230,800枚	95,500枚	227,500枚	124,000枚	4,396,700枚								

※感染症対策物資等とは、医薬品、医療機器、個人防護具等を指す
※個人防護具とは、本マニュアルにおいて、医療用（サージカ）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋を指す

目次

第1章 基本的な考え方.....	278
1. 目的.....	278
2. 医療機器について.....	278
3. 個人防護具について.....	278
第2章 準備期.....	280
1. 医療機器について.....	280
2. 個人防護具について.....	280
第3章 初動期.....	282
1. 医療機器について.....	282
2. 個人防護具について.....	282
第4章 対応期.....	283
1. 医療機器について.....	283
2. 個人防護具について.....	283
3. 緊急物資の運送等について.....	283
4. 感染症対策物資等の売渡しの要請等について.....	283

第1章 基本的な考え方

1. 目的

- ア 感染症対策物資等は、有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにすることが必要である。
- イ 具体的には、システム等を利用して、協定締結医療機関（感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関）に対し、感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認することや、物資が不足することのないよう、国や協定締結医療機関、事業者と連携しながら、個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）の備蓄等、物資の確保に努めることが重要である。
- ウ 本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、感染症まん延時等の感染症対策物資等に対する需要が高まる中においても、これらを確実に確保するために県が取り組むべき事項の参考となるよう作成したものであり、以下の基本的な考え方を踏まえ状況に応じながら必要な対応を講じていくこととする。

2. 医療機器について

- ア 医療機器について、特に医療の提供に当たって必要となるものである一方、感染症の種類によって必要となる医療機器は異なるものと考えられる。
- イ こうしたことから、準備期においては、新型コロナウイルス感染症対策において一定の確保対策を行った品目等が適切に配置されているか確認する。
- ウ 初動期及び対応期においては、新型コロナウイルス感染症対策において一定の確保対策を行った品目等に加えて、感染症の特性も踏まえその他の医療機器について新たな対応が必要となった場合には、必要な台数の確保に努める。

3. 個人防護具について

- ア 国、県及び協定締結医療機関は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、個人防護具を備蓄する。

- イ 準備期において、県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における个人防护具の備蓄・配置状況を確認する。また、協定締結医療機関に対して、个人防护具の備蓄・配置に努めるよう要請するとともに、協定を締結していない医療機関等（病院、診療所のほか薬局、訪問看護事業所）に対しても、个人防护具の備蓄・配置の要請に努める。
- ウ 初動期において、県は、協定締結医療機関における个人防护具の備蓄・配置状況を確認し、不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- エ 対応期において、个人防护具の供給回復に一定程度時間を要する場合や不足するおそれがある場合には、県は国と連携して、緊急配布等により、医療機関等に対し个人防护具を配布する。

第2章 準備期

1. 医療機器について

(1) 体制の整備

県は、国が事業者に対する生産、輸入の要請・指示等を円滑に行えるよう、平時から国との情報共有体制を整備する。

(2) 医療機関における人工呼吸器の配置の調査

県は、重症者用病床を有し、病床確保に関する協定を締結した医療機関において、必要な人工呼吸器（一般的名称が汎用人工呼吸器又は成人用人工呼吸器であるもののうち、重症肺炎患者に使用可能なもので、気管挿管に対応可能なもの。）が適切に配置されているかについて、平時から、年に1回程度、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する。

2. 個人防護具について

(1) 体制の整備

・多様な主体により備蓄を確保する観点から、以下の考え方に基づき備蓄体制を整備する。

医療機関等：最前線で感染症に対する医療を提供する主体として備蓄を行う。

県：県内の医療機関等に個人防護具を迅速に配布し、医療提供体制を維持する観点から備蓄を行う。

国：供給状況が回復するまでの間、医療機関等や都道府県における備蓄により対応してもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等に必要な個人防護具を配布する観点から備蓄を行う。

(2) 個人防護具の備蓄

ア 国、県及び協定締結医療機関は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、個人防護具を備蓄する。なお、N95 マスクについてはDS2 マスクで、フェイスシールドについてはゴーグル等での代替も可能とする。またアイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれる。

・主体ごとの個人防護具の備蓄水準については、以下の考え方を基本とする。

協定締結医療機関：備蓄の推進

県：初動1か月分の備蓄の確保

国：2か月目以降供給回復までの間の備蓄の確保

※協定締結医療機関のうち病院、診療所及び訪問看護事業所について

は、2か月分以上の備蓄を推奨。薬局については、対象物資及び備蓄量は任意とする。

※協定締結医療機関の備蓄については、回転型での備蓄（当該医療機関において平時から備蓄物資を積み増し、順次取り崩して使用することを繰り返す方法）を推奨する。

※県の備蓄は、例えば使用推奨期限の近いものを放出し、それに見合う量を新たに調達する方法や流通在庫備蓄を想定している。

※協定を締結していない医療機関等においても、必要な个人防护具の備蓄に努めるものとする。

イ 県は、个人防护具について以下の備蓄水準を踏まえ計画的・安定的に備蓄する。

	医療用（サージカル）マスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
備蓄水準	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち石川県	1,230,800枚	95,500枚	227,500枚	124,000枚	4,396,700枚

※県は、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

※県の具体的な備蓄量を算出するに当たっては、県内の協定締結医療機関における備蓄量のうち1か月目分の備蓄量を勘案して控除することが可能。

※なお、県が控除することができる「協定締結医療機関における備蓄量」の協定締結医療機関には、薬局も含む。

ウ 県は、平時から年に1回程度、協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する。

エ 県は、必要に応じて、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設設備の支援を行う。

（3）社会福祉施設における備蓄

県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

第3章 初動期

1. 医療機器について

(1) 人工呼吸器の配置状況等の確認

県は、人工呼吸器について、重症者病床を有する、病床確保に関する協定を締結した医療機関における配置及び稼働の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて調査する。

(2) 必要となる医療機器等の確保

県は、パルスオキシメーターや酸素濃縮器等の自宅療養や宿泊療養等において必要となる医療機器について、新型コロナ対策の経験を踏まえて、必要な台数の確保に努める。

2. 個人防護具について

ア 県は協定締結医療機関における個人防護具の直近の備蓄等の状況について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する。

イ 県は、医療機関等において個人防護具の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

ウ 個人防護具の供給回復まで一定程度時間がかかる場合等を想定し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布を含め、県は国と連携し、医療機関等に対し個人防護具を円滑に配布する準備を進める。

第4章 対応期

1. 医療機器について

(1) 人工呼吸器の配置状況等の確認

県は、人工呼吸器について、重症者病床を有する、病床確保に関する協定を締結した医療機関における配置及び稼働の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて調査する。

(2) 必要となる医療機器等の確保

県は、パルスオキシメーターや酸素濃縮器等の自宅療養や宿泊療養等において必要となる医療機器について、新型コロナ対策の経験や明らかになった感染症の特性等を踏まえて、必要な台数の確保に努める。

2. 個人防護具について

ア 県は、協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じ、随時確認する。

イ 個人防護具の供給回復に一定程度時間を要する場合や不足するおそれがある場合には、県は国と連携して、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布等により、医療機関等に対し個人防護具を配布する。

ウ 県は、個人防護具が不足するときは、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携し、個人防護具を互いに融通する等、個人防護具の供給に関し相互に協力するよう努める。

3. 緊急物資の運送等について

ア 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

イ なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定地方公共機関に対して運送又は配送を指示する。

4. 感染症対策物資等の売渡しの要請等について

ア 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配

給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。

イ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。

ウ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。